

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和７年８月１９日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

ハローズ寺家店

（２）所在地

東広島市西条町寺家字尾形７９２５番１ほか

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

３ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

店舗No.	名 称	代表者の氏名	住 所
１	株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
２・３	未定	—	—

４ 大規模小売店舗の新設をする日

令和８年４月１日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3, 676㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	店舗施設南側	86台
2	店舗施設屋上	77台
	合 計	163台
	届出台数	153台

※駐車場整備台数163台の内153台を来客用の届出駐車台数とする。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	店舗施設南西側	34台
2	店舗施設南東側	7台
	合 計	41台
	届出台数	40台

※駐輪場整備台数41台の内40台を来客用の届出駐輪台数とする。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
1	店舗施設南西側	27㎡
2	店舗施設南東側	13㎡
	合 計	40㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
1	店舗施設No. 1西側	17.2㎡
2	店舗施設No. 1南東側	8.1㎡
3	店舗施設No. 1北東側	2.1㎡
	合 計	27.4㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻	備考
午前0時00分	午後12時00分	24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間
2	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	備考
1・2	3箇所	出入口No.1：駐車場東側
		出入口No.2：駐車場南側
		出入口No.3：駐車場南西側
合計	3箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	位 置	備考
1	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間
2	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間

8 届出年月日

令和7年7月31日（木）

9 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和7年8月19日（火）から令和7年12月18日（木）まで（東広島市の休日を定める条例第1条に規定する日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年12月18日（木）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課